

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 保険料率の改定

第7期介護保険事業計画の策定により第1号被保険者に係る平成30年度から平成32年度までの保険料率について、第13段階の被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分するとともに、各段階の保険料率を次のとおり改定する。

| 被保険者の区分 | 現 行 | 改 正 案 |
|--|----------|--------------------|
| | 保険料（年額） | 保険料（年額） H30～H32 |
| 第1段階（割合※）0.45） 被保険者が高齢福祉年金受給者で、世帯員全員が住民税非課税の者、生活保護法に定める被保護者、被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額（※）の合計が80万円以下の者等 | 29,160円 | 34,992円 |
| 第2段階（割合0.625） 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円を超え、120万円以下で、第1段階に該当しない者等 | 40,500円 | 48,600円 |
| 第3段階（割合0.75） 被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、第1段階及び第2段階に該当しない者等 | 48,600円 | 58,320円 |
| 第4段階（割合0.875） 被保険者が住民税非課税で、公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計が80万円以下で、第1段階から第3段階までに該当しない者等 | 56,700円 | 68,040円 |
| 第5段階（割合1.00） 被保険者が住民税非課税で、第1段階から第4段階までに該当しない者等 | 64,800円 | 77,760円 |
| 第6段階（割合1.125） 被保険者の合計所得金額が125万円未満で、第1段階から第5段階までに該当しない者等 | 72,900円 | 87,480円 |
| 第7段階（割合1.25） 被保険者の合計所得金額が125万円以上190万円未満で、第1段階から第6段階までに該当しない者等 | 81,000円 | 97,200円 |
| 第8段階（割合1.50） 被保険者の合計所得金額が190万円以上250万円未満で、第1段階から第7段階までに該当しない者等 | 97,200円 | 116,640円 |
| 第9段階（割合1.65） 被保険者の合計所得金額が250万円以上350万円未満で、第1段階から第8段階までに該当しない者等 | 106,920円 | 128,304円 |
| 第10段階（割合1.85） 被保険者の合計所得金額が350万円以上500万円未満で、第1段階から第9段階までに該当しない者等 | 119,880円 | 143,856円 |
| 第11段階（割合2.30） 被保険者の合計所得金額が500万円以上750万円未満で、第1段階から第10段階までに該当しない者等 | 149,040円 | 178,848円 |
| 第12段階（割合2.55） 被保険者の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満で、第1段階から第11段階までに該当しない者等 | 165,240円 | 198,288円 |
| 第13段階（割合2.80） 被保険者の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満で、第1段階から第12段階までに該当しない者等 | 181,440円 | 217,728円 |
| 第14段階（割合3.10） 被保険者の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満で、第1段階から第13段階までに該当しない者等 | | 241,056円 |
| 第15段階（割合3.40） 第1段階から第14段階までに該当しない者 | | 264,384円 |

基準額

※ 割合…介護保険法施行令第39条第1項各号に定める割合を標準として区が定める割合（第1段階については、同条第5項に規定する減額賦課後の割合）

※ 合計所得金額…地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（下記2の改正による控除を含む。）

2 第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に係る基準の改正

介護保険法施行令の一部改正（28.9.14 公布、30.4.1 施行）により、第1号被保険者の介護保険料の段階を判定する基準として用いている合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額）から、租税特別措置法で規定されている長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を基準とすることに伴い、所要の規定を整備する。

3 保険給付割合の改定

介護保険法の一部改正（29.6.2 公布、30.8.1 一部施行）により、現在、介護給付費の自己負担割合が2割である第1号被保険者のうち、一定以上の所得を有する第1号被保険者について当該自己負担割合が2割から3割に引き上げられることに伴い、当該被保険者に係る保険給付割合を次のとおり改める。

| 保険給付の種類等 | | 保険給付割合 | |
|--------------------------------------|--|--|--|
| | | 現 行 | 改 正 案 |
| 要介護認定等の前に緊急の事情等により必要と認める場合に給付するサービス費 | 特例居宅介護サービス費 特例地域密着型介護サービス費 特例施設介護サービス費 特例介護予防サービス費 特例地域密着型介護予防サービス費 | サービス費の <u>100分の80</u> | サービス費の <u>100分の70</u> |
| 災害等によりサービス費の負担が困難であると認める場合に給付するサービス費 | 居宅介護サービス費 特例居宅介護サービス費 地域密着型介護サービス費 特例地域密着型介護サービス費 施設介護サービス費 特例施設介護サービス費 居宅介護福祉用具購入費 居宅介護住宅改修費 介護予防サービス費 特例介護予防サービス費 地域密着型介護予防サービス費 特例地域密着型介護予防サービス費 介護予防福祉用具購入費 介護予防住宅改修費 | サービス費の <u>100分の80</u> を超え <u>100分の100</u> の範囲内で区長が別に定める。 | サービス費の <u>100分の70</u> を超え <u>100分の100</u> の範囲内で区長が別に定める。 |

*負担割合の判定要件

(1) 3割負担の方

65歳以上で、本人の合計所得金額が220万円以上の方で、同一世帯にいる65歳以上の方全員の年金収入とその他の合計所得金額の合計が463万円（同一世帯に65歳以上の方が本人のみの場合は340万円）以上の方

(2) 2割負担の方

ア 65歳以上で、本人の合計所得金額が220万円以上であり、同一世帯にいる65歳以上の方全員の年金収入とその他の合計所得金額の合計が463万円（同一世帯に65歳以上の方が本人のみの場合は340万円）未満の方

イ 65歳以上で、本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満であり、同一世帯にいる65歳以上の方全員の年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円（同一世帯に65歳以上の方が本人のみの場合は280万円）以上の方

(3) 1 割負担の方

ア 65歳未満の方（第2号被保険者）

イ 65歳以上の住民税非課税者又は生活保護受給者

ウ 65歳以上で、本人の合計所得金額が160万円未満の方

エ 65歳以上で、本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満であり、同一世帯にいる65歳以上の方全員の年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円（同一世帯に65歳以上の方が本人のみの場合は280万円）未満の方

4 施行期日

前記1及び2については、本年4月1日から、前記3については、本年8月1日から施行する。